



10月11日提出  
申5号

## 「新潟営業統括センターにおける体制の見直し」 に対する第二次申し入れを提出！

8月に提案された「新潟営業統括センターにおける体制の見直し」について申3号団体交渉を行いました。

新潟運輸区乗務員による新潟駅での駅業務の単独運用について、引き続き多くの不安の声が東日本ユニオンに寄せられていることから、申5号を提出しました。



1. 新潟運輸区の車掌行路の一部で行っている駅業務見習いについての成果と課題を明らかにすること。
2. 駅業務の教育体制において、見習い回数を8回と設定した根拠を明らかにすること。
3. 一部駅業務の運輸区移管に伴う体制の見直しの実施に向け、全ての対象者に営業トレーニングセンターでの教育を実施すること。
4. 新潟運輸区車掌行路において、行路の一部で「駅業務等」があるC6018行路およびC6029行路を勤務指定した場合、駅業務に就くことを基本とすること。
5. 駅業務について不安申告をしている乗務員および未習得項目のある乗務員は「駅業務等」がある行路を勤務指定とすること。
6. 一部駅業務の運輸区移管に伴う体制の見直し実施以降、土休日および繁忙期はオペレーションマネジメントユニットの支援体制を整えておくこと。
7. 駅業務開始時と終了時の作業内容を明らかにすること。
8. 駅業務終了後の折り返し時間は「乗継・便乗」を適用すること。
9. 駅業務終了後、自区所にて対面点呼を実施すること。
10. 次期ダイヤ改正において、8：30～17：00までの駅業務を3交代として適用すること。
11. 次期ダイヤ改正においても、「駅業務等」の行路を設定すること。

## 全国で加入が続いています！東日本ユニオンに加入しよう！